〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年９月１日　至　令和８年８月31日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人豊山会

①　□ 財団　■ 社団（ ■ 出資持分なし　□ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　□ 特定医療法人　□ 出資額限度法人

□ その他

③　□ 基金制度採用　□ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　滋賀県長浜市八幡中山町361番地

(3) 設立認可年月日　平成30年２月20日

(4) 設立登記年月日　平成30年３月５日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長	山根　達也	診療所管理者
理　事	山根　友紀	
同	山根　淳志	
監　事	中谷　全宏	

注）１．「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４６条の５第６項参照）

３．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４６条の４第１項参照）

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　　類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開　設　場　所	許可病床数
診療所	医療法人豊山会風の街こどもクリニック	2500000446	滋賀県長浜市八幡中山町361番地	なし

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、

その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

2．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[　　]書で記載すること。

3．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実　施　場　所	備　　考
なし		

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種　　類	実　施　場　所	備　　考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和８年８月31日　　令和８年度の事業計画及び収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債　　なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債　　なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設　　なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容　　なし

(9) その他　　なし

様式２

法人名　医療法人　豊山会

※医療法人整理番号	0	0	5	0	3

所在地　滋賀県長浜市八幡中山町361番地

財　産　目　録

（令和8年8月31日現在）

１．資　産　額	206,821	千円
２．負　債　額	113,158	千円
３．純　資　産　額	93,663	千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
A　流動資産		170,947
B　固定資産		35,874
C　資産合計	（A＋B）	206,821
D　負債合計		113,158
E　純　資　産	（C－D）	93,663

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２　　（診療所のみを開設する医療法人）

法人名　医療法人　豊山会　　※医療法人整理番号 | 0 | 0 | 5 | 0 | 3 |

所在地　滋賀県長浜市八幡中山町361番地

貸　借　対　照　表

（令和8年8月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	170,947	**Ⅰ 流動負債**	32,507
Ⅱ 固定資産	35,874	**Ⅱ 固定負債**	80,652
1 有形固定資産	29,404	（うち医療機関債）	
2 無形固定資産	383	負債合計	113,159
3 その他の資産	6,087	純資産の部	
（うち保有医療機関債）		科目	金額
		Ⅰ 基金	1,398
		Ⅱ 積立金	92,264
		（うち代替基金）	
		Ⅳ 評価・換算差額等	
		純資産合計	93,662
資産合計	206,821	負債・純資産合計	206,821

（注）経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－２

法人名　医療法人　豊山会

※医療法人整理番号	0	0	5	0	3

所在地　滋賀県長浜市八幡中山町361番地

損　益　計　算　書

（自　令和7年9月1日　至　令和8年8月31日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	155,676
2 事業費用	163,158
本来業務事業利益	△ 7,482
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	△ 7,482
Ⅱ 事業外収益	1,223
Ⅲ 事業外費用	0
経常利益	1,223
Ⅳ 特別利益	0
Ⅴ 特別損失	0
税引前当期純損失	△ 6,259
法人税等	841
当期純損失	△ 7,100

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式５

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　豊山会
理事長　　山根　達也　殿

私（注１）は、医療法人豊山会の令和７年度（令和７年９月１日から令和８年８月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年10月15日
医療法人　豊山会
監事　中谷　全宏

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。